

東海北陸自動車道 維持修繕業務（詳細点検-車線規制） 規制材撤去時の作業車両の物損事故

- 1.発生日時 : 平成28年9月28日(水) 12時15分頃
 2.発生場所 : 東海北陸自動車道 上り-98.48kp走行規制
 3.事故内容 : 速度規制(50)となったため、車線規制を撤去中、規制機材回収途中のトラック(メンテ社有車)が、規制内をバックしたところ、路肩に接近し、路肩ガードレールに接触した物損事故。
 ガードレール損傷あり。車輛車体一部損傷。人的被害なし。

4.概要 :
 作業員等けが人無し。

5.時系列

- 12:15 事故発生
 規制解除中(KP99.0~97.2走行規制)
 12:17 〇〇〇〇よりメンテに電話報告
 12:25 事故報告(〇〇〇〇HSC課長)〇〇〇〇より
 12:27 所長へ事故報告
 12:35 非常電話から〇〇〇〇管制へ事故連絡
 12:40 本社 部長へ事故報告
 12:45 高速隊現場着
 12:55 高速隊事故検分終了
 13:40 中日本パトロール検分開始
 14:19 中日本パトロール検分終了.現場離脱
 14:25 規制撤去再開
 16:00 規制撤去完了

■規制設置判断の経緯

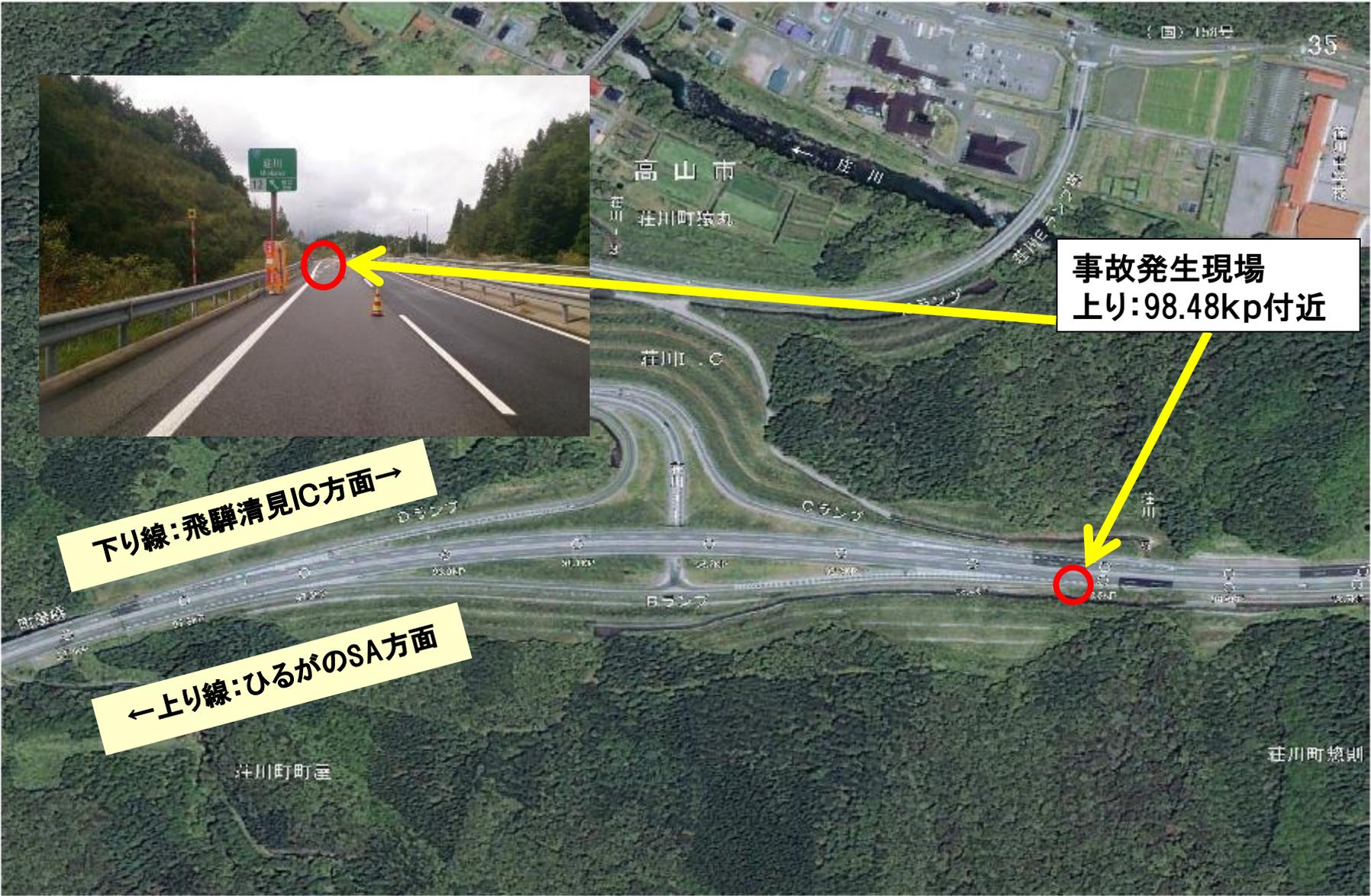
①前日

前日(16時)の気象予測・・・9/28日(黒谷)
 ・08:00=8mm、・09:00=15mm
 判断・・・現場出動～待機して『現地判断』する。

②当日

07:30:現場出動
 08:00:現着(設置開始)⇒天候曇り(降雨無し)
 09:10:規制設置完了⇒天候小雨ぱらつき
 09:30:作業(点検)開始
 11:00:降雨・霧発生。速度規制(50)を確認。
 同時・・・作業中止判断。
 11:30:規制撤去開始
 12:15:事故発生。

東海北陸自動車道 維持修繕業務（詳細点検-車線規制） 規制材撤去時の作業車両の物損事故



事故発生現場
上り:98.48kp付近

下り線:飛騨清見IC方面

上り線:ひるがのSA方面

事故状況写真

接触したガードレール損傷箇所

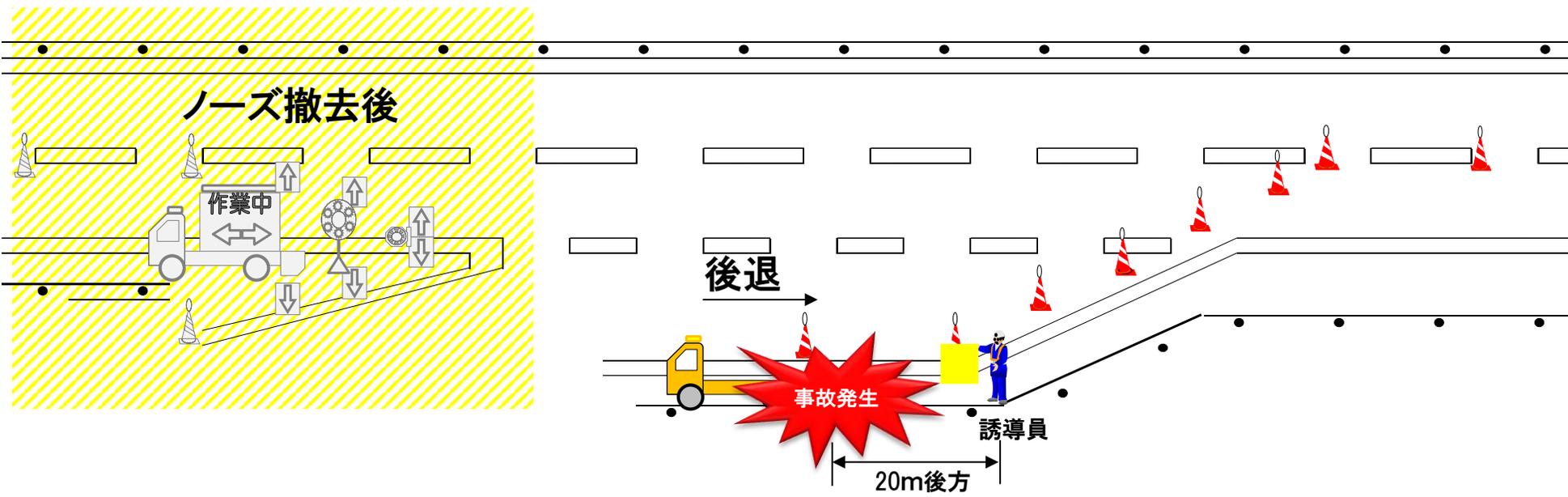


自社規制車損傷状況



東海北陸自動車道 維持修繕業務（詳細点検-車線規制） 規制材撤去時の作業車両の物損事故

状況：荘川ICノーズ間撤去後、減速車線路肩部に移動し、後退にてラバーコーン撤去中にガードレールに接触した。





6. 原因と対策

○原因

- ① 天候急変により、規制撤去作業を焦ってしまった。
- ② 当該運転手の安全運転遵守違反
「車両後退時は、誘導者の合図で後退する手順を守らず、誘導者の合図が確認できない状況で後退した」（撤去時、降雨が酷く、誘導員の笛音（停止合図）が聞き取れなかった。）

○対策

- ① 気象条件が急変した状況での車線規制撤去（作業）は、見合わせる（降雨が落ち着き、安全に作業ができるまで待機）こと。
- ② 本日に緊急安全大会を実施して、車両後退時の手順について、作業員へ周知徹底を行う。
車両後退時、誘導員の合図が確認できない場合は、直ちに停止し、再度連絡確認を行う。



2015-04-01 初版 セイフティバイブル

	は業務づけ	は努力義務
分類	工事用車両	
種別	安全行動	
品名等	車両後退時	
何のために	衝突防止	
どうする	後退誘導する者の合図により後退する。	

●提案: 車両後退時、誘導員の合図が確認できない場合は、直ちに停止し、再度連絡確認を行う。

誘導者は、後退誘導開始前に必ず運転手と合図方法等について打合せを行う。

運転手はミラー等で誘導者が確認できなくなったときは直ちに車両を停止させる。

車両